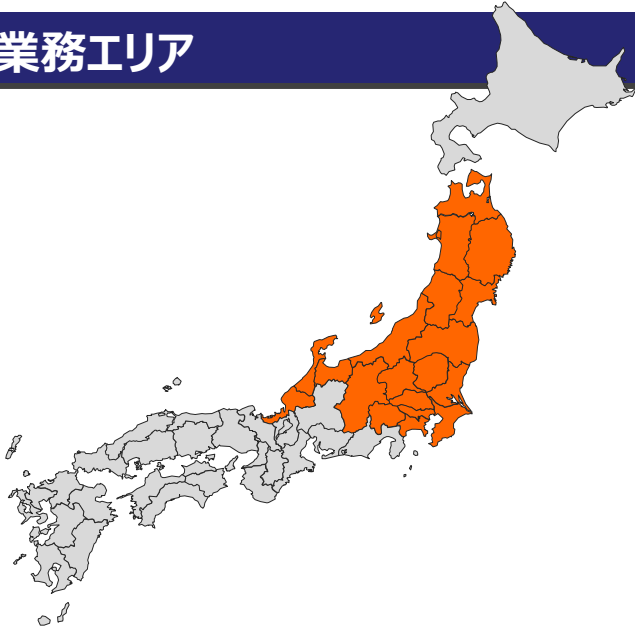


構造計算適合性判定業務のご案内

1. 業務案内

- 高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一定規模以上の建築物は、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が義務付けられています。
- ハウスプラス住宅保証株式会社は、国交省指定の構造計算適合性判定機関として、建築基準法に基づく**構造計算適合性判定業務を実施**しています。

2. 業務エリア



都道府県	判定対象建築物
石川県	全ての建築物
福井県	次のいずれかに該当する建築物 1. 構造計算に係る床面積（建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことが出来る部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなした時の床面積（以下同じ））が5,000㎡を超える建築物 2. 構造計算に係る床面積が5,000㎡以下の建築物のうち一般財団法人福井県建築住宅センターが定める構造計算適合性判定業務規程の業務範囲に含まれないもの 3. 一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で委任基準第3第1項第1号及び第2号の建築物が含まれている場合に限り、第1号の建築物の判定も行うことができる
山梨県	全ての建築物
長野県	全ての建築物

都道府県	判定対象建築物
青森県	全ての建築物
岩手県	全ての建築物
宮城県	全ての建築物 (計画通知は県以外が建築主に限る)
秋田県	全ての建築物
山形県	次のいずれかに該当する建築物 1. 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 2. 高さが31mを超える建築物
福島県	延べ面積（※2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分）が10,000㎡を超える建築物
茨城県	全ての建築物
栃木県	全ての建築物
群馬県	全ての建築物
埼玉県	全ての建築物
千葉県	全ての建築物
東京都	全ての建築物
神奈川県	全ての建築物
新潟県	次のいずれかに該当する建築物 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物（ただし、延べ面積が10,000㎡以下の建築物で建築基準法第18条第2項に該当する建築物を除く） 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物 3. 延べ面積10,000㎡を超える建築物で建築基準法第18条第2項に該当する建築物
富山県	次のいずれかに該当する建築物 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物 2. 高さが20mを超える建築物 3. 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロの構造計算による建築物 4. 延べ面積2,000㎡以内、かつ、高さが20m以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関準則第3第3号の規定等により判断できない建築物

■ お問い合わせ窓口

ハウスプラス住宅保証株式会社 構造判定室
TEL : 03-4531-7305
URL : <https://www.houseplus.co.jp>

FAX : 03-4531-7301

E-mail : tekihan@houseplus.co.jp

住所 : 〒105-0022 東京都港区海岸1丁目11番1号

ニューピア竹芝ノースタワー17階・18階（受付17階）

事前相談を随時受け付けております。お気軽に問合せ下さい。